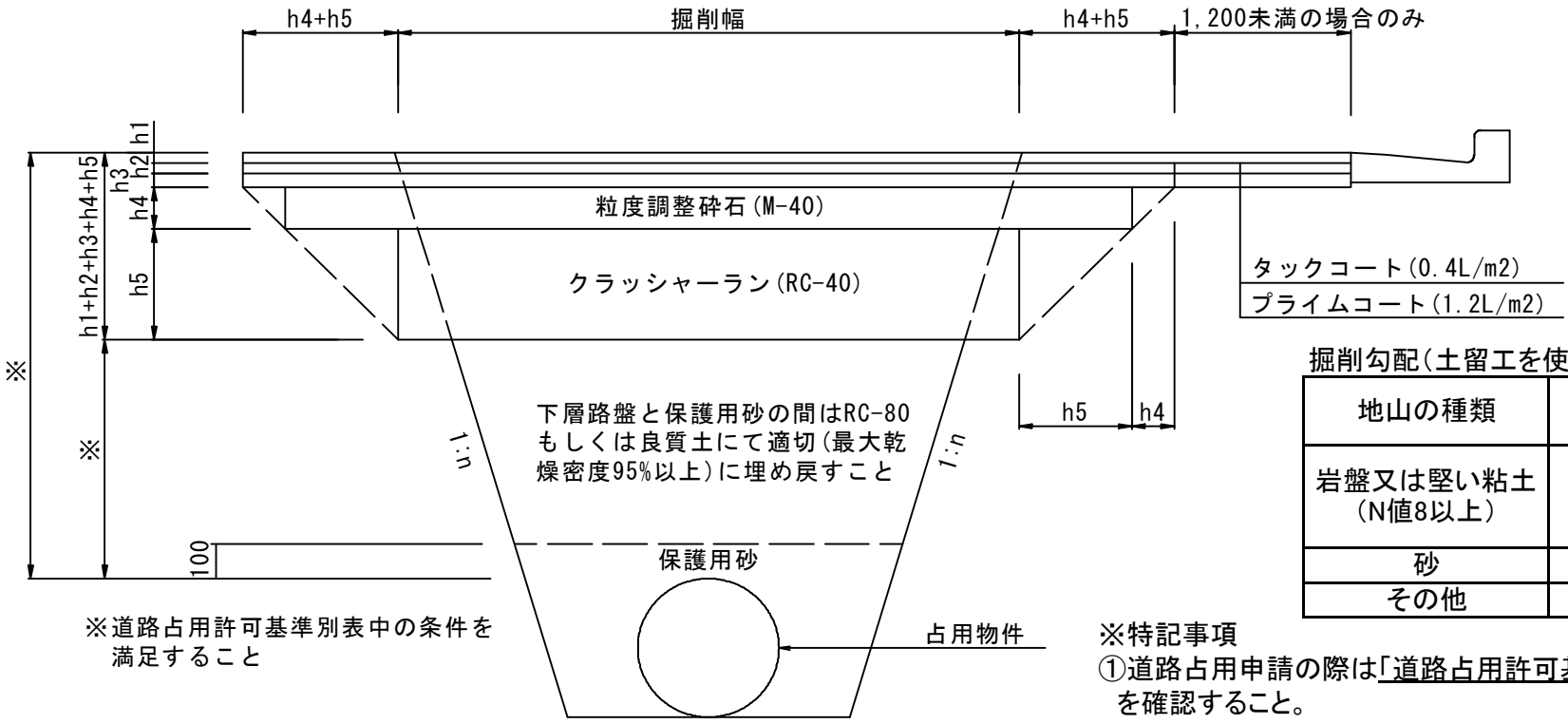


舗装復旧標準断面図(車道部)

道路占用許可基準付図

S=1:X

令和7年7月1日改正



掘削勾配(土留工を使用しない場合)

地山の種類	法勾配 (1:n)
岩盤又は堅い粘土 (N値8以上)	1:0.3
砂	1:1.0以上
その他	1:0.5

※特記事項

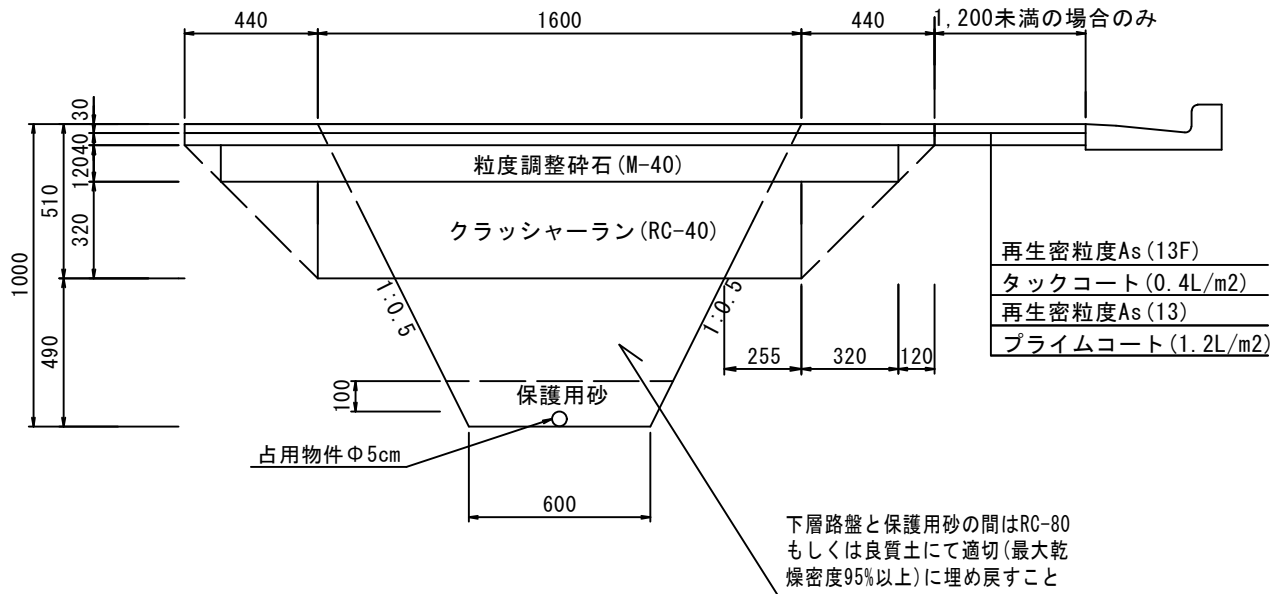
- ①道路占用申請の際は「道路占用許可基準」(鶴岡市HP)を確認すること。
- ②掘削深さが1.0m未満の場合は直掘可とする。
- ③掘削深さが1.5m程度以上又はこれ以下の場合でも、地山の崩壊の恐れがある場合及び法敷部を占用する場合は土留工を設けること。

舗装構成

工種	記号	舗装計画交通量							
		N2交通(無色①)		N3交通(緑色②)		N4交通(黄色③)		N5交通(ピンク色④)	
		材料	厚さ(cm)	材料	厚さ(cm)	材料	厚さ(cm)	材料	厚さ(cm)
表層工	h1	再生密粒度As(13F)	4	再生密粒度As(13F)	3	再生密粒度As(13F)	3	密粒度As(20F改質Ⅱ型)	5
	h2	-	-	再生密粒度As(13)	4	再生密粒度As(13)	4	-	-
基層工	h3	-	-	-	-	-	-	再生粗粒度As(20)	5
上層路盤工	h4	粒度調整碎石(M-40)	8	粒度調整碎石(M-40)	13	粒度調整碎石(M-40)	12	粒度調整碎石(M-40)	12
下層路盤工	h5	クラッシャーラン(RC-40)	20	クラッシャーラン(RC-40)	13	クラッシャーラン(RC-40)	32	クラッシャーラン(RC-40)	47

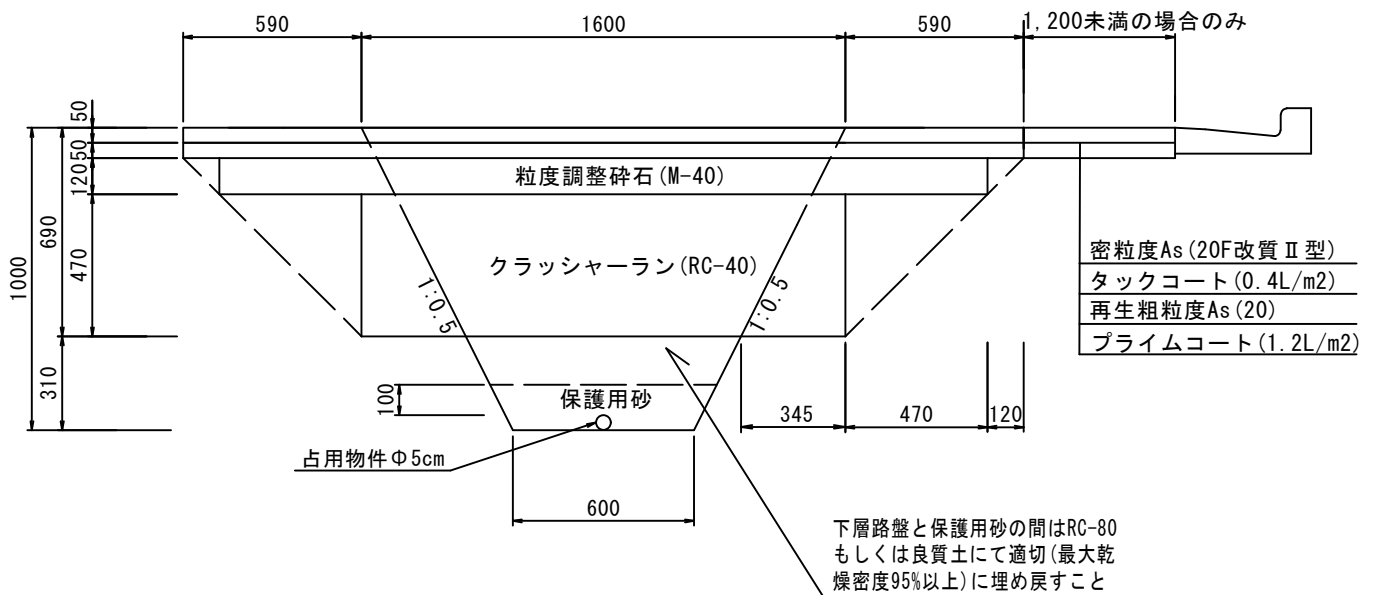
【条 件】

交通区分 N4交通 (黄色)
 法勾配 N=1 : 0.5 (砂質土、軟らかい粘性土)
 床堀幅 W=0.6m
 掘削深 H=1.0m
 占用物件 Φ5cm



【条 件】

交通区分 N5交通 (ピンク色)
 法勾配 N=1 : 0.5 (砂質土、軟らかい粘性土)
 床堀幅 W=0.6m
 掘削深 H=1.0m
 占用物件 Φ5cm



歩道掘削復旧標準断面図

S=1:X 令和7年7月1日改正

1. 一般部

歩道舗装の断面構成は、下図を標準とする。また、凍上するおそれのある箇所には凍上抑制層(上限15cm)を設けるものとする。

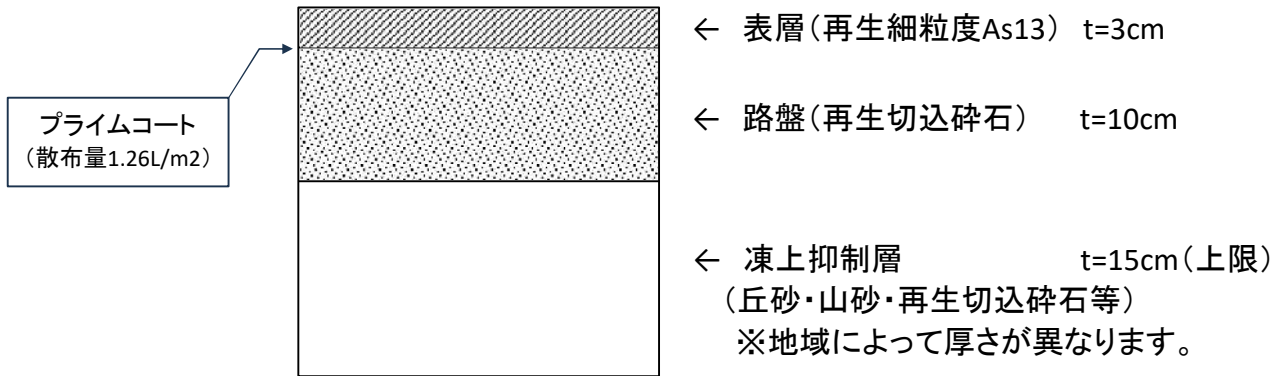


図: 歩道の標準断面図

2. 歩道への乗入部

乗入部の舗装構成は本線舗装構成にかかわらず、下表によることを標準とする。

舗装種類	構造	第1種通路	第2種通路	第3種通路
アスファルト舗装	表層 (再生密粒度As20F)	5cm	5cm	5cm
	基層 (再生粗粒度As20)	10cm	5cm	
	路盤 (粒度調整碎石M-40)	10cm	10cm	10cm
	路盤 (再生切込碎石RC-40)	20cm	15cm	15cm
コンクリート舗装	コンクリート (21-8-25)	25cm	20cm	15cm
	路盤 (粒度調整碎石M-40)	10cm	10cm	
	路盤 (再生切込碎石RC-40)	15cm	10cm	10cm

表: 乗入部の舗装構成

- ・第1種通路
普通自動車のうち、概ね長さ8m以上の車両が出入りするガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場及び運輸倉庫等の通路
- ・第2種通路
普通自動車が入り出する通路で、第1種通路以外のもの
- ・第3種通路
小型自動車のみが入り出する第1種通路及び第2種通路以外のもの
※出典: 平成27年3月25日付け交基第1008号「承認工事の取扱いについて」

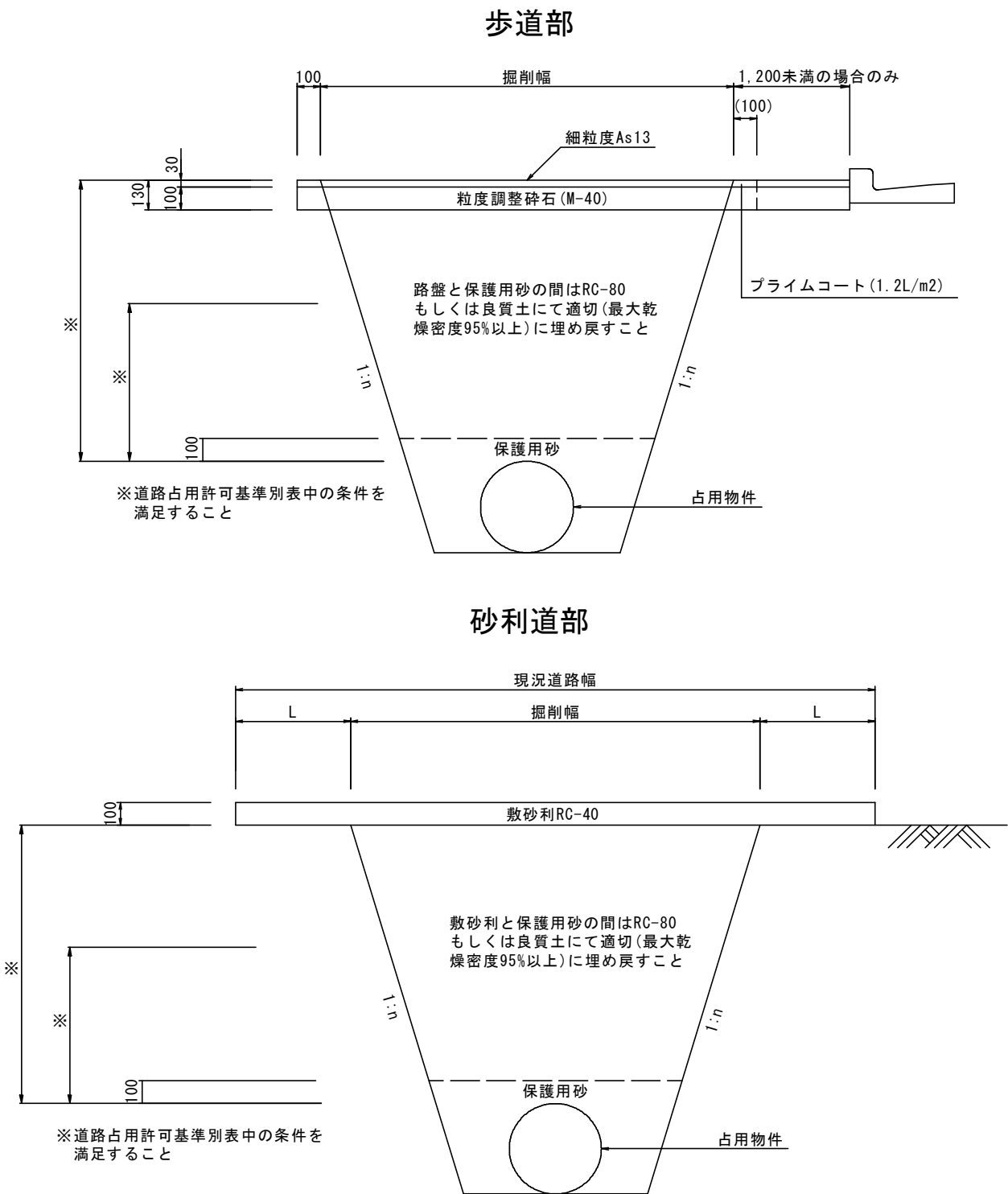
歩道掘削復旧方法

- 再生As混合物及び再生切込碎石(RC-40)については、新材の使用も許可する。
- その他、上記の方法によらず復旧する場合は、協議をすること。
- 縦断方向の復旧範囲は掘削影響線の前後+10cmとすること。

舗装復旧標準断面図(歩道部、砂利道部)

道路占用許可基準付図

S=1:X 令和7年7月1日改正



掘削勾配(土留工を使用しない場合)	
地山の種類	法勾配 (1:n)
岩盤又は堅い粘土 (N値8以上)	1:0.3
砂	1:1.0以上
その他	1:0.5

- ※特記事項
- ①道路占用申請の際は「道路占用許可基準」(鶴岡市HP)を確認すること。
 - ②掘削深さが1.0m未満の場合は直掘可とする。
 - ③掘削深さが1.5m程度以上又はこれ以下の場合でも、地山の崩壊の恐れがある場合及び法敷部を占用する場合は土留工を設けること。